

5 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する方にかかる税で、納期は5月1日から同月末日までとなっています。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、1台当たりの年税額が決められています（自動車税と異なり、税額の月割りはありません。）。

(1) 手続き

軽自動車等の所有者又は使用者は、軽自動車等を取得・廃車・譲渡・盗難・転居・改造等した場合は、申告期限までに申告が必要となります。

- ※ 盗難の場合は、警察署に届け出た後、速やかにお住まいの区役所に申告を行ってください。
- ※ 所有者・使用者が法人の場合、支社等を所有者・使用者とする登録はできません。必ず本社の名称・所在地・代表者氏名を記載していただき、車両を使用する支社等の所在地は「主たる定置場」欄に記載してください。

<軽自動車税の申告期限>

申告事由	申告期限
標識の交付や申告事項の変更（購入、名義変更（譲受け）、転入等）	15日以内（事由発生日から）
標識の返還（廃車、名義変更（譲渡し）、転出等）	30日以内（事由発生日から）

<車両の種類と手続き先>

125cc超のバイクや3輪・4輪の軽自動車をお持ちの方で、県外への引っ越し等により、車両の名義や住所変更の手続きを県外の窓口で行った場合は、本市に税止めの申告（連絡）が必要となります。申告（連絡）をいただかないと、所有していない（譲渡した）のに納税通知書が届くなどの事象が起こる場合があります。

税止めの手続きは、旧住所地（旧定置場）の区役所市民税担当にお問い合わせください。

車両の種類	ナンバープレートの交付・返還・申告事項の変更	軽自動車税の申告
原動機付自転車 小型特殊自動車 (注1)	住所地（定置場）の区役所市民税担当（50ページ参照）	
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	関東運輸局 神奈川運輸支局 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町 3540 TEL 050-5540-2035	
3輪、4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-1 TEL 050-3816-3118	(一社)全国軽自動車協会連合会 神奈川事務所 横浜支所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-929-6888

(注1) 原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて

- ※ 申告の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ※ 改造の場合は、軽自動車税申告書のほか、改造申立書（改造内容が分かる資料）と改造内容が確認できる資料の提出が必要です。

(2) 減免

障害者手帳等をお持ちの方（専らその人のために使用する軽自動車等を所有する方を含みます。）には、軽自動車税を減免する制度がありますので、納税通知書が届きましたら納期限内に住所地（定置場）の区役所で申請を行ってください。なお、複数車両を所有している場合、減免できるのは原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型自動車、軽自動車及び普通自動車等のうちいずれか1台に限ります。

他にも減免制度があります（構造上身体障害者等のために専ら利用される軽自動車等に対する軽自動車税の減免等）。詳しくは住所地（定置場）の区役所にお問い合わせください。

(3) 税率

<原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車等>

車種区分		標識	税率 (年税額)
原動機付自転車	排気量 50cc 以下、 定格出力 0.6kW 以下	ミニカー（排気量 20cc 超～50cc 以下、 定格出力 0.25kW 超～0.6kW 以下）	水色 3,700 円
		上記以外のもの（注2）	白色 (注3) 2,000 円
	排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		
	排気量 50cc 超～90cc 以下、定格出力 0.6kW 超～0.8kW 以下		黄色 2,000 円
排気量 90cc 超～125cc 以下、定格出力 0.8kW 超～1.0kW 以下		桃色 2,400 円	
軽自動車		2輪（排気量 125cc 超～250cc 以下、定格出力 1.0kW 超）	－ 3,600 円
		専ら雪上を走行するもの	－ 3,600 円
小型特殊自動車 (注4)		農 耕 作 業 用（最高速度 35 km/h 未満）	緑色 2,400 円
		そ の 他（最高速度 15 km/h 以下）	緑色 5,900 円
2輪の小型自動車（250 ccを超えるもの）		－	6,000 円

(注2) 特定小型原動機付自転車を含みます。

(注3) 特定小型原動機付自転車については、10cm×10cmの専用の標識を交付します。

(注4) フォークリフト等の小型特殊自動車[※]で公道を走らない車両についても軽自動車税が課税されますので、軽自動車税の申告を行い、標識の交付を受ける必要があります。

<3輪・4輪の軽自動車>

車種区分 (いずれも排気量 660cc 以下)		税率 (年税額)					
		平成 27 年 3 月 31 日以前に最 初の新規検査 を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最 初の新規検査 を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を 経過した車両	グリーン化特例		
					電気・天然ガス 軽自動車	ガソリン・ハイブリッド軽自動車 (揮発油を内燃機関の燃料とする もので、乗用かつ営業用に限る)	
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	
軽3輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	
軽4輪	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	－
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	－
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	－

※ 最初の新規検査とは新車として最初に受ける検査のことです。

※ (イ) について、最初の新規検査をした日の属する年度の翌年度分に限り、燃費性能に応じて、グリーン化特例 (エ) (オ) のいずれかが適用される場合があります。

<グリーン化特例>

最初の新規検査をした日の属する年度の翌年度分に限り、次の基準を満たす車両について、グリーン化特例 (軽課税率) を適用します。

(エ) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。)

(オ) 令和 12 年度燃費基準 90%以上達成し、かつ、令和 2 年度燃費基準値達成

(平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 (★★★★) の、ガソリン車とハイブリッド車に限ります。)

(各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。)